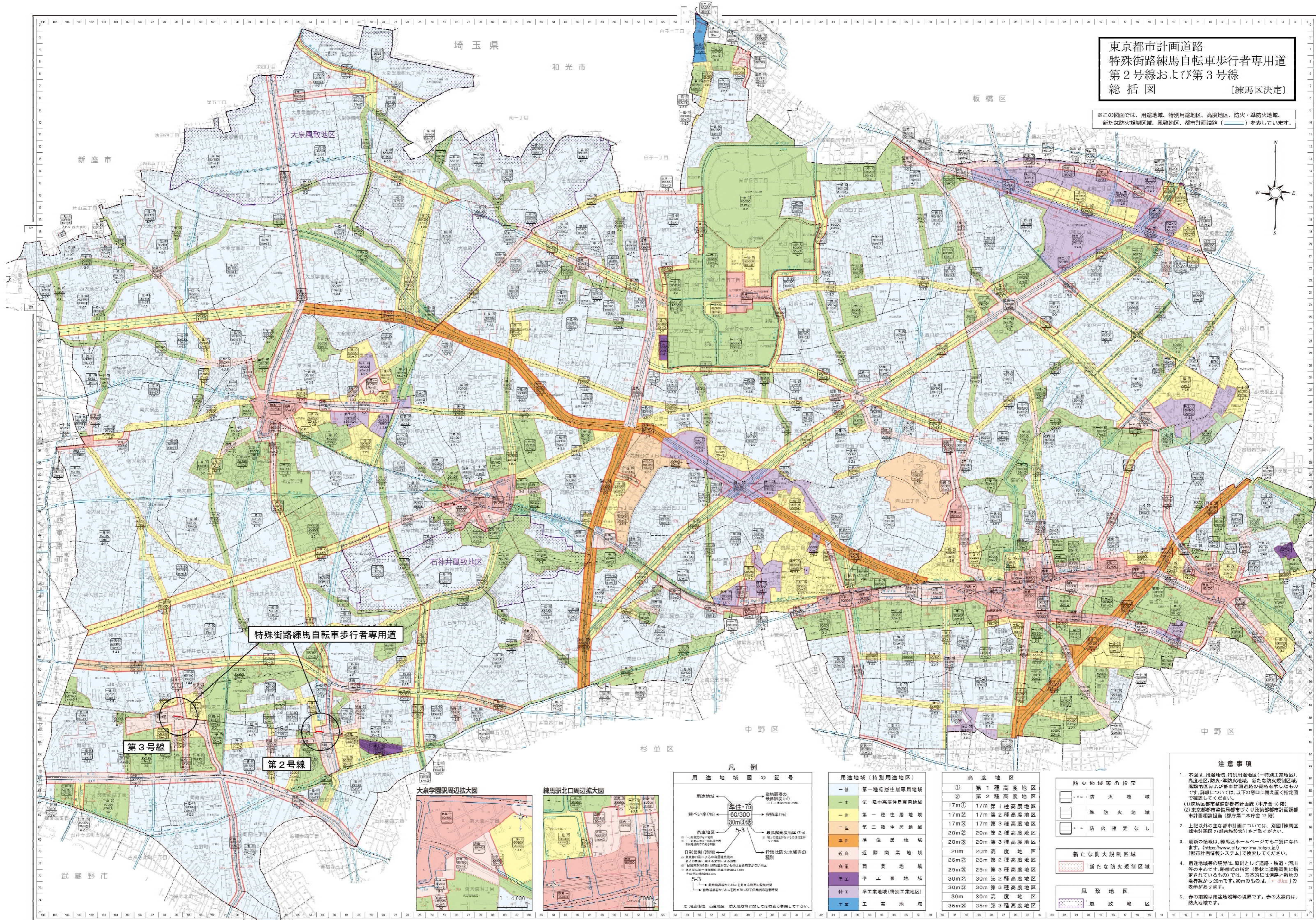


東京都市計画道路
特殊街路練馬自転車歩行者専用道
第2号線および第3号線
総括図 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路()を表示しています。



特殊街路練馬自転車歩行者専用道

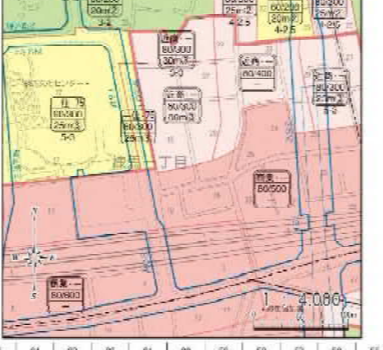
第3号線

第2号線

大泉学園駅周辺拡大図



練馬駅北口周辺拡大図



凡例

用途地域	自治振興の 施設地区(第1種)
準住(率)75 60/300 30m3低	容積率(%)
高度地区	最低限高度地区(7m)
5-3	幹線は防火地域等の 種別
自己規制(制限)	幹線は防火地域等の 種別
※用途地域・高度地区・防火地域等に準じては必ずしも準拠して下され。	

用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域(特別工業地区)

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	
■	防火地域
■	準防火地域
□	防火指定なし
新たな防火規制区域	
■	新たな防火規制区域
風致地区	
■	風致地区

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の指定を示したものであり、詳細については、以下の章に備え置く指定図で確認してください。
 - 練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎18階) (03)5686-2000(受付時間)よりお問い合わせください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/都市計画情報システム)で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線から、路幅等の指定(形状に道路等に指定されているもの)では、基本的に道路と敷地の境界から20mです。30mのものは、10-30mの範囲が指定されています。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。